

# 集团指導資料（虐待防止編）

枚方市健康福祉部福祉指導監査課

令和6年10月作成

# 虐待防止措置とは？

事業者が講じなければならない虐待防止措置は、次の3つ！

- ①虐待防止委員会  
(年に1回以上の定期開催、結果の周知徹底)
- ②従業員に対する虐待防止のための研修  
(年に1回以上の定期実施、新規採用時の実施)
- ③虐待防止のための担当者の配置

# 虐待防止委員会の役割

## ○虐待防止のための計画づくり

- ➡虐待防止の研修の実施、労働環境・条件の確認及び改善、研修の計画、指針の作成

## ○虐待防止のチェックとモニタリング

- ➡虐待が起こりやすい職場環境の確認等

## ○虐待発生後の検証と再発防止策の検討

- ➡虐待やその疑いが生じた場合、事案検証のうえ、再発防止策を検討  
実行

# 想定される委員会の実施内容

- ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した後の、**報告様式の整備**
- イ 従業者は、**虐待の発生状況、背景等を記録**するとともに、報告様式を作成し委員会に報告すること
- ウ 委員会は、報告された**事例を集計し、分析**すること
- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生状況、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、**再発防止策を検討**すること
- オ **労働環境・条件を確認するための様式を整備し**、委員は当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること
- カ 報告された事例及び分析結果を**従業者に周知徹底**すること
- キ 再発防止策を講じた後に、その**結果について検証**すること

➡**虐待防止委員会の対応状況記録は5年間保存**

# 虐待防止のための指針

## 次のような項目を定めた指針の作成。

- 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- 虐待防止のための従業者研修に関する基本方針
- 虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- 虐待発生時の対応に関する基本方針
- 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- その他虐待防止の適正化の推進ために必要な基本方針

# 虐待防止のための研修

## 目的

- 虐待防止の基礎的内容等適切な知識の普及・啓発
- 虐待防止のための指針に基づいた虐待防止の徹底

従業者教育を組織的に徹底するには...

➡虐待防止委員会が作成した研修プログラムの実施

➡定期的な研修の実施 (年に1回以上、新規採用時)

# 考えられる研修の種類

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より

研修には、5つの類型が考えられます。

- ① 管理職を含めた従業員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- ② 従業員のメンタルヘルスのための研修
- ③ 障害特性を理解し適切に支援が出来るような知識と技術を獲得するための研修
- ④ 事例検討
- ⑤ 利用者や家族等を対象にした研修

# 令和6年度の報酬改定内容

○令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置。

虐待防止措置未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算することに

○指定基準の解釈通知において

- ・虐待防止委員会は、外部の第三者や専門家の活用に努めること
- ・障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示。